

平成18年12月
国土交通省航空局

東京国際空港D滑走路の新設に伴う延長進入表面の指定について

1. 概要

東京国際空港D滑走路の新設に伴い、I L S（計器着陸装置）方式による着陸が予定されている滑走路の北東方向について、進入表面、転移表面に加えて航空法第56条の規定に基づき、別図のとおり延長進入表面を指定するものです。

2. 今後の予定

パブリックコメント、航空法に基づく公聴会の手続きの終了後、告示の改正を実施する予定です。